

25 - 13 農林水産関連事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 畜産環境整備特別対策
- (2) 農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」
施設は現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域性に配慮した使用料を検討し、減免基準を統一。
- (3) 釧路市の水産加工振興対策
- (4) 釧路市の漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など「漁場管理対策」
- (5) 釧路市の加工残滓有効活用等の水産加工環境対策
- (6) 釧路市の漁港施設
- (7) 釧路市中央卸売市場

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

- (1) 農業振興計画、森林整備計画
農業振興計画は地域農業マスタープラン等に基づき策定し、森林整備計画は統合を行い引き継ぐ。
 - (2) 農業基盤整備
 - (3) 農業経営基盤強化促進対策
現行の事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定。
 - (4) BSE（牛海綿状脳症）対策
協議会及び対策本部は現行目的を引き継ぎ統合。
また、音別町の感染牛所有者補助事業を引き継ぐが、補助金は新市で調整。
 - (5) 農業後継者対策
農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぐ。
また、音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討。
 - (6) 公有林整備
合併後3年程度で新市における森林施業計画を策定し、終期を統合。
 - (7) 種苗放流、増養殖など「栽培漁業」
- ### 3 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
- (1) ヒグマ有害駆除対策
ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令。
- ### 4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの
- (1) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進
「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」の適用状況により、新市としての整備方針を検討。
 - (2) エゾシカ有害駆除対策

エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を調整。